



後継者の育成に重点

山形県商店街振興組合連合会 平成27年度通常総会開催

6月15日(月)、山形市「ホテルキャッスル」において山形県商店街振興組合連合会(松倉公一理事長:会員18組合)平成27年度通常総会が開催され、組合員のほか県・市などから関係者26名が出席した。

総会では、県商工労働観光部大澤賢史部長が来賓を代表して祝辞を述べた後、平成26年度事業報告・収支決算の承認、平成27年度事業計画・収支予算の決定等の議案について審議し、全議案が原案どおり可決決定された。今年度は、商店街リーダー養成のため講習会を開催するほか、商店街における後継者育成のための必要な知識の習得を目的とした研修会の実施を予定している。

全国より260名参加、交流を深める

全国中小企業青年中央会 平成27年度通常総会開催

6月19日(金)山形市の山形グランドホテルにおいて、全国中小企業青年中央会平成27年度通常総会を開催した。

平成27年度事業計画では、企業間連携の推進のため、会員同士の情報交換や自己研鑽のための事業を実施。また、被災地域の組合青年部関係者に対する継続的支援等による結束強化を行っていくこととした。

懇親会では、山形県中小企業青年中央会会長玉井優氏が「山形県はさくらんぼの他、ラーメンやそば、漬物、米などおいしい食べ物がたくさんあるので、堪能してほしい」と挨拶。引き続き、来賓の山形県知事吉村美栄子氏と山形市長市川昭男氏が祝辞を述べた。

屋台ブースではいも煮や地酒が振る舞われた他、花笠踊りの披露もあり全国から集まった会員260名は山形の魅力に触れながら交流を深めた。



組 合 運 営 Q&A

質問内容

協同組合では、員外者に組合の事業を一定の要件のもとに利用させることができるが、定款に員外利用についての定めをしておくべきか。

回答内容

員外利用について、中協法第9条の2第3項の規定は、定款に規定することを必要としていない。即ち条文中に「定款に定めるところにより」の規定をおいていない。したがって、定款に当該規定を設定しなくとも利用させることは可能である。また、必ずしも禁止規定を定款におかなくとも利用させないこともできる。このことは、員外利用の可否は「組合員の利用に支障がない場合」にのみ限られているものであって、利用させるかどうかは、組合内部の契約であり、かつ員外者が組合の施設を利用することは、当然の「権利」として認められている性格のものでないこと等からも理解できるであろう。なお、員外利用の可否を規定することが、後日の紛糾を避ける意味を持つならば、定款に規定する措置も必要かと思料される。